

焼津市競争入札参加資格停止措置要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: center;">焼津市競争入札参加資格停止措置要綱 平成24年 2月 7日告示第30号</p> <p>第1条 ～ 略</p> <p>第8条 (報告)</p> <p>第9条 市等発注契約を執行する担当課長は、所管する市等発注契約について別表第1の措置基準に該当すると認められるとき又はその疑いがあるときは、速やかに事故・事件等発生報告書(様式第1号)によりその所属する部長を経て当該市等発注契約に係る入札参加資格登録事務を所管する課長に報告しなければならない。</p> <p>2 <u>入札参加資格登録事務を所管する課長</u>は、第5条に規定する入札参加資格停止の期間の変更又は第7条に規定する入札参加資格停止の解除事由に該当すると認められるときは、速やかに入札参加資格停止措置の期間変更(解除)事由発生報告書(様式第2号)により<u>市長</u>に報告しなければならない。</p> <p>第10条 ～ 略</p> <p>第15条 附則 略 別表 略 様式 略</p>	<p style="text-align: center;">焼津市競争入札参加資格停止措置要綱 平成24年 2月 7日告示第30号</p> <p>第1条 ～ 略</p> <p>第8条 (報告)</p> <p>第9条 市等発注契約を執行する担当課長は、所管する市等発注契約について別表第1の措置基準に該当すると認められるとき又はその疑いがあるときは、速やかに事故・事件等発生報告書(様式第1号)によりその所属する部長を経て当該市等発注契約に係る入札参加資格登録事務を所管する課長に報告しなければならない。</p> <p>2 <u>市等発注契約を執行する担当課長</u>は、第5条に規定する入札参加資格停止の期間の変更又は第7条に規定する入札参加資格停止の解除事由に該当すると認められるときは、速やかに入札参加資格停止措置の期間変更(解除)事由発生報告書(様式第2号)により<u>その所属する部長を経て当該市等発注契約に係る入札参加資格登録事務を所管する課長</u>に報告しなければならない。</p> <p>第10条 ～ 略</p> <p>第15条 附則 略 別表 略 様式 略</p>